

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成23年10月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 [現行どおり]</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、大証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 [現行どおり]</p> <p>2 <u>融資限度額および融資方法</u></p> <p>(1)、(2) [現行どおり]</p> <p>(3) <u>コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、大証金が適当と認める銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。なお、大証金がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄（以下「融資不適格銘柄」といいます。）は、大証金のウェブサイトで確認することができます。</u></p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から大証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、<u>大証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の大証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p>(5) 融資の実行は、<u>申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）</u>に大証金に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。</p>	<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、大証金が提携証券会社に証券取引口座（<u>保護預り口座および振替決済口座</u>その他有価証券の処理にかかる口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座を<u>通じて</u>保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>融資の申込みおよび実行</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) <u>本融資の融資限度額は、お客様がコムストックローンにかかる債務を保証するための根担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、大証金が適当と認める銘柄の時価額（第3条第5項に定めるものをいいます。）に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額とします。ただし、3,000万円（お客様がコムストックローン以外の大証金の証券担保ローンをご利用の場合は、融資額合計が3,000万円以内となる金額）を上限とします。なお、大証金が<u>適当と認めない銘柄（融資不適格銘柄）</u>は、大証金のウェブサイトで確認することができます。</u></p> <p>(4) 前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から<u>申出</u>があり、担保内容および取引実績等を別途審査のうえ、<u>大証金が適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の金額とすることがあります。</u></p> <p>(5) 融資の実行は、<u>申込日の翌営業日に大証金に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。ただし、16時以降に申し込まれた場合は、翌々営業日に実行します。</u></p>

新	旧
<p>(6) 〔現行どおり〕</p> <p>(7) <u>担保有価証券の時価額は、市場価格から大証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から大証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</u></p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</p> <p>①～③ 〔現行どおり〕</p> <p>(3)～(7) 〔現行どおり〕</p> <p>4 〔現行どおり〕</p> <p>5 遅延損害金</p> <p>お客様が第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第6条もしくは第16条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 〔現行どおり〕</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、大証金所定のコムストックローン有価証券担保差入書により行い、お客様が提携証券会社の証券取引口座（振替決済口座）に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券について、大証金を権利者とする根質権を設定していただきます。<u>根質権の設定は、社債、株式等の振替に関する法律その他関係法令および株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の業務規程等の定めに従い、提携証券会社に開設した大証金の振替決済口座の質権口（以下「大証金質権口座」といいます。）への増加の記載または記録により行うものとします。</u></p>	<p>(6) 〔 略 〕</p> <p>〔 新設（現行第3条第5項から） 〕</p> <p>3 返済方法</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元本を返済することができます。</p> <p>①～③ 〔 略 〕</p> <p>(3)～(7) 〔 略 〕</p> <p>4 〔 略 〕</p> <p>5 遅延損害金</p> <p>お客様が第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第6条により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</p> <p>第3条（担保）</p> <p>1 〔 略 〕</p> <p>2 担保を差し入れる場合は、大証金所定のコムストックローン有価証券担保差入書および提携証券会社に対するコムストックローン有価証券質権設定通知書により行い、お客様が提携証券会社に現在および将来保有する第4項各号に掲げる有価証券に大証金を権利者とする根質権を設定していただきます。<u>この場合において、担保として差し入れる有価証券が、「株券等の保管及び振替に関する法律」（以下「保振法」といいます。）に基づく株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の証券保管振替制度の振替決済にかかる有価証券（当該有価証券の共有持分とし、以下「保振有価証券」といいます。）であるときは、保振法その他の法令の定めおよび機構の業務規程その他の定めにより、お客様は大証金とともに提携証券会社に対し、顧客口座簿上に大証金の質権口座（以下「顧客口座簿上の質権口座」といいます。）を開設</u></p>

新	旧
<p>3 <u>前項の根質権の設定のため、提携証券会社がお客様の口座から大証金質権口座へ増加の記載または記録を行うにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</u></p> <p>4 <u>お客様が担保として差し入れることができる有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、大証金の判断によるものとし、大証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</u></p> <p>(1) 株券 (2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券 (3) 投資証券 (4) 投資信託の受益証券 (5) <u>受益証券発行信託の受益証券</u> 〔 削る（新第2条第2項(7)へ） 〕</p>	<p><u>することを申請し、顧客口座簿上の質権口座へ振替の記載または記録する方法により根質権を設定するものとし、担保として差し入れる有価証券が「社債等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う有価証券（当該有価証券に表示されるべき権利をいい、以下「振替有価証券」といいます。）であるときは、社振法その他の法令の定めおよび機構の業務規程その他の定めにより、提携証券会社に開設した大証金の質権口座へ増加の記載または記録を行うことにより根質権を設定するものとします。なお、お客様が従前の方法により差し入れた担保も有効とします。その場合、お客様はすみやかに本項に定める新たな担保差入方法に移行するための手続きを行うものとします。</u></p> <p>3 <u>前項に定める顧客口座簿上の質権口座の開設については、第2条第1項による本契約の成立と同時に、お客様と大証金から提携証券会社に対して申請が行われたものとみなし、提携証券会社はこれを開設するものとします。また、質権設定のため、保振有価証券を顧客口座簿上の質権口座へ振替の記載または記録をするにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその請求があったものとして取り扱い、振替有価証券を大証金の質権口座へ増加の記載または記録をするにあたっては、その都度、お客様より提携証券会社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。</u></p> <p>4 <u>担保有価証券は、国内の金融商品取引所に上場されている次の各号に掲げるものとします。ただし、外国株券等の外国証券は除きます。なお、担保有価証券のうち担保評価の対象銘柄とするか否かについては、大証金の判断によるものとし、大証金は、当該銘柄の発行者の財務状況および売買高等に応じて適時に担保評価の対象銘柄を変更することができるものとします。</u></p> <p>(1) 株券 (2) 協同組織金融機関の発行する優先出資証券（以下「優先出資証券」といいます。） (3) <u>投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券</u> (4) <u>投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益証券</u> 〔 新 設 〕</p> <p>5 <u>担保有価証券の時価額は、市場価格から大証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から大証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最</u></p>

新	旧
<p>5 <u>大証金質権口座に記載または記録されている担保有価証券に対して交付される新株式その他の有価証券のうち、機構により大証金質権口座に増加の記載または記録がされるものについては、第2項に定める担保差入れにより、お客様はあらかじめ大証金に担保差入れの意思表示を行ったものとします。</u></p> <p>6 [現行どおり]</p> <p>7 <u>お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</u></p> <p>[削 る]</p> <p>(1) <u>提携証券会社に対する売却代金およびその引渡請求権についても大証金の担保権の効力が及ぶこと。</u></p> <p>(2) <u>大証金が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</u></p> <p>(3) <u>提携証券会社が売却代金を提携証券会社のお客様の証券取引口座に入金する方法で引き渡すこと。</u></p> <p>8、9 [現行どおり]</p> <p>10 <u>お客様は、大証金が担保有価証券の管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</u></p> <p>11 [現行どおり]</p> <p>[削 る]</p>	<p><u>終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</u></p> <p>6 <u>担保有価証券の株式、協同組織金融機関の優先出資および投資口（以下「株式等」といいます。）について、取得条項付株式もしくは全部取得条項付種類株式の取得、株式等の併合もしくは分割、株式無償割当て、発行者の合併、株式交換もしくは株式移転による株式等の交付等または株主、優先出資者および投資主（以下「株主等」といいます。）に募集株式等の割当てを受ける権利を与えてする株式等の交付等があった場合には、新たに当該株式等が交付され、提携証券会社が顧客口座簿上の質権口座または大証金の質権口座に所要の記載または記録をしたときをもって、これにかかる株券、優先出資証券および投資証券（以下「株券等」といいます。）が担保として差し入れられたものとして取り扱います。</u></p> <p>7 [略]</p> <p>8 <u>お客様は、随時、担保有価証券を提携証券会社所定の方法で売却することができるものとし、売却された場合は、次のとおり取り扱います。</u></p> <p>(1) <u>売却された担保有価証券は、大証金がお客様から委任を受け、お客様に代わって提携証券会社に引き渡します。</u></p> <p>(2) <u>提携証券会社に対する当該売却代金の引渡請求権についても担保権の効力が及ぶものとし、お客様は、大証金が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、第三者への譲渡または第三者のための担保設定を行わないものとします。</u></p> <p>[新設（現行(2)から）]</p> <p>(3) <u>提携証券会社は、当該売却代金を提携証券会社のお客様の証券取引口座に入金する方法で引き渡すものとします。</u></p> <p>9、10 [略]</p> <p>11 <u>お客様は、大証金が担保有価証券の保管・管理等にかかる事務を提携証券会社に委託することに同意するものとします。</u></p> <p>12 [略]</p> <p>13 <u>お客様は、担保有価証券のうち、株券、優先出資証券および投資証券が「株式等の</u></p>

新	旧
<p>第4条（担保不足等）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる状態をいいます。）となった場合には、大証金からの請求により、大証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、大証金が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>2 <u>前項に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について大証金が適当でない</u>と判断したときは、請求によって、直ちに大証金が<u>適当と認める担保を追加差し入れしていただきます。</u></p> <p>3 お客様は、<u>担保不足その他大証金が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、大証金の提携証券会社への指示により大証金が債権保全上必要な範囲内において、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金を含む。）が停止されることに同意するものとします。</u></p> <p>第5条（担保処分）</p> <p>[削る（新第4条第2項へ）]</p> <p>[削る（新第2項(1)へ）]</p>	<p><u>取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）に基づき、新しい振替制度に移行するに際して、当該新制度の下において本契約に基づくコムストックローンの債権保全を実質的に維持するために必要とされるいっさいの協力を行うものとし</u>ます。</p> <p>第4条（担保不足）</p> <p>1 担保不足（担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が70%以上となる場合をいいます。）となった場合には、大証金からの請求により、大証金が担保不足通知書を発送した日もしくはEメールを送信した日から起算して5営業日以内に、大証金が適当と認める担保を追加して差し入れまたは融資金の一部を返済し、もって、担保有価証券の時価額に対する融資残高の割合が60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）以下となるまで改善していただきます。</p> <p>[新設（現行第5条第1項から）]</p> <p>2 お客様は、<u>大証金が債権保全上必要と認める範囲内において、大証金の提携証券会社への指示により、提携証券会社からの金銭の引出し（預り金の出金を含む。）が停止されることに同意するものとします。</u></p> <p>第5条（追加担保等）</p> <p>1 <u>担保有価証券が無効な有価証券（偽造株券等または除権決定済の証券もしくは失効済の証券）または流通に支障のある有価証券（盗難株券等、公示催告中もしくは喪失登録中の証券）であることが判明したとき、前条に定めるほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたときおよび担保有価証券について大証金が適当でない</u>と判断したときは、請求によって、直ちに大証金が<u>適当と認める担保を追加差し入れしていただきます。</u></p> <p>2 <u>コムストックローンにかかる債務が一部でも履行されない場合は、お客様は、第2条第3項および第3条第8項の定めにかかわらず、担保有価証券を売却することはできないものとします。この場合、未約定の売却注文が失効されたとしても、お客様は、これに異議を述べないものと</u>します。</p>

新	旧
<p>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、大証金は、お客様に<u>事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または大証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に相当と認められる方法、時期、価格等により大証金において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には大証金はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとし</p> <p>2 前項の定めに基づき大証金が担保有価証券の全部または一部を処分する場合には、<u>お客様は、次の事項に同意するものとします。</u></p> <p>(1) <u>第3条第7項の定めにかかわらず、お客様が担保有価証券を売却することができないこと、およびこれに伴い、お客様の提携証券会社への担保有価証券の売却注文のうち未執行のものは、大証金が提携証券会社との間で所定の手続きを行った日の大引け後に取消または失効されること。</u></p> <p>(2) <u>大証金が提携証券会社のお客様の証券取引口座から担保有価証券の全部または一部を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じたときは、当該余剰分の有価証券をお客様の証券取引口座（一般口座）に返還すること。</u></p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、大証金から通知、催告等がなくても大証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(5) 〔現行どおり〕</p> <p>〔 削 る 〕</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>第7条 〔現行どおり〕</p> <p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <p>〔 削 る 〕</p>	<p>3 コムストックローンにかかる債務が<u>一部でも</u>履行されない場合は、大証金は、お客様に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部<u>もしくは大証金</u>がその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に相当と認められる方法、時期、価格等により大証金において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には大証金はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとし</p> <p>4 <u>お客様は、コムストックローンにかかる債務が一部でも履行されない場合において、前項の定めに基づき大証金がお客様の証券取引口座から担保有価証券を引き出すこと、および引き出した担保有価証券に余剰が生じてお客様に返還する場合、当該余剰分の有価証券をお客様の証券取引口座（一般口座）に再度振り替えることを承諾するものとします。</u></p> <p>第6条（期限の利益の喪失）</p> <p>1 お客様について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、大証金から通知、催告等がなくても大証金に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>(1)～(5) 〔 略 〕</p> <p>(6) <u>本契約が第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来または第12条により終了したとき。</u></p> <p>2 〔 略 〕</p> <p>第7条 〔 略 〕</p> <p>第8条（危険負担、免責条項等）</p> <p>1 <u>担保有価証券が事変、災害、その他やむをえない事情によって紛失、滅失または損</u></p>

新	旧
<p>1～4 〔現行どおり〕</p> <p>第9条～第10条 〔現行どおり〕</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 <u>財産、収入等の信用状態</u>について大証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 <u>財産、収入等の信用状態</u>について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、大証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。<u>本契約が終了する場合において、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</u></p> <p>(1)、(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) お客様が第6条または第16条第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4)、(5) 〔現行どおり〕</p> <p>(6) お客様が提携証券会社との<u>証券取引口座に関する契約を解約したとき。</u></p> <p>(7)、(8) 〔現行どおり〕</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>第13条～第15条 〔現行どおり〕</p> <p>第16条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 <u>お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p>	<p><u>傷した場合に生じた損害については、大証金および提携証券会社は、その責任を負わないものとします。</u></p> <p>2～5 〔 略 〕</p> <p>第9条～第10条 〔 略 〕</p> <p>第11条（報告および調査）</p> <p>1 <u>職業、勤務先、資産の状況等</u>について大証金から請求があったときは、遅滞なく報告し、また調査に必要な便益を提供していただくものとします。</p> <p>2 <u>職業、勤務先、資産の状況等</u>について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、大証金に対して遅滞なく報告していただくものとします。</p> <p>第12条（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、本契約は終了するものとします。<u>この場合、残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</u></p> <p>(1)、(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) お客様が第6条により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4)、(5) 〔 略 〕</p> <p>(6) お客様が提携証券会社との<u>保護預り契約を解約したとき。</u></p> <p>(7)、(8) 〔 略 〕〔 略 〕</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p>第13条～第15条 〔 新 設 〕</p>

新	旧
<p><u>(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p><u>(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p>2 <u>お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為。</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて大証金の信用を毀損し、または大証金の業務を妨害する行為。</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為。</u></p> <p>3 <u>お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、大証金からの請求によって、大証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、大証金になんらの請求をしないものとします。また、大証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成23年10月</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成23年4月</p>